

医学系研究科・医学部男女共同参画委員会主催  
第2回医学系キャリア支援のための交流会 資料

医学系研究科・医学部附属病院における主なキャリア支援制度

H25. 6. 26 (水)

【育児・介護】

○産前休暇・産後休暇：**常勤教職員**、**非常勤教職員** ※常勤は有給、非常勤は無給

・産前休暇

出産予定の女性教職員は、請求により出産予定日の6週間前（双子以上の妊娠の場合は14週間前）から産前休暇を取得可能。

・産後休暇

実際の出産日の翌日を基準として産後8週間取得可能。ただし、産後6週間を経過した場合に女性教職員本人が就業することを請求し、医師が支障なしと認めた業務に限って就業可能となる。

○育児休業：**常勤教職員**、**非常勤教職員**

子どもを養育する教職員は、基本的に、常勤では子どもが満3歳になるまでの期間、非常勤では満1歳になるまでの期間において男女共に取得可能。（要件等は別紙参照）

備考）過去5年間の育児休業取得数

○基礎系

△	育休(教員)件数							※参考 基礎系全体件数 (事務系職員含む)
		(内 男性)		(内 常勤)		(内 短時間)		
H20年度	3	0	0	0	0	3	3	0
H21年度	4	0	0	0	0	4	4	0
H22年度	2	0	0	0	0	2	2	0
H23年度	2	1	1	0	0	1	1	0
H24年度	2	0	0	0	0	2	2	0
計	13	1	1	0	0	12	12	0
								35

○臨床系

△	育休(医師)件数							※参考 病院全体件数
		(内 男性)		(内 常勤)		(内 短時間)		
H20年度	5	0	0	0	0	5	2	3
H21年度	3	1	1	0	0	2	1	1
H22年度	4	0	0	0	0	4	1	3
H23年度	9	0	0	0	0	9	1	8
H24年度	7	0	0	0	0	7	1	6
計	28	1	1	0	0	27	6	21
								289

○配偶者の出産のための休暇：**常勤教職員**

妻の出産に伴い必要とされるときなどに、父親となる教職員が休暇取得可能。

○子どもの看護のための休暇：**常勤教職員**、**非常勤教職員** ※常勤は有給、非常勤は無給

小学校第3学年を終了する年の3月末までの子どもを看護等するために1年間に最大5日（上記子どもが2人以上の場合にあっては10日）を限度として取得が可能。取得単位は、1日又は1時間。

○授乳等のための特別休暇：常勤教職員、非常勤教職員 ※常勤は有給、非常勤は無給

生後 1 年に達しない子を育てる教職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うための休暇を取得できる。1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間。

○保育園（いちょう保育園）：附属病院の常勤教職員、非常勤教職員、届出研究医（大学院生のみ）

病院の敷地内に H19 年に設置の認可外保育園。H25. 4 現在、48 名のお子さんを預かっている。

その内、両親のどちらかが医師であるお子さんは、38 名。

H25 年度から、土曜保育、夜間保育を開始。いずれも一時利用可。

○保育園（本郷キャンパスにあるその他の保育施設）：常勤教職員、非常勤教職員、大学院生

東大本郷けやき保育園：本郷キャンパス内にある認可外保育園。定員 30 名

たんぽぽ保育園：本郷キャンパス内にある文京区認可保育園。定員 108 名

○医学部女性休養室（医学部 1 号館、3 号館、5 号館）：山の上エリアの常勤教職員、非常勤教職員、大学院生

医学系研究科・医学部の山の上（基礎・保健系）のエリアの女性構成員が体調がすぐれない等の理由での一時的休養・搾乳の目的で利用可。ホームページ経由での利用登録申請が必要。病院の所属であっても、基礎・保健系の教室に出入りしている人（大学院生等）には利用を許可している。H25 年 5 月末日現在、46 名（基礎医学系：19 名、臨床系：8 名、社会医学・健康総合科学系：19 名）の利用登録がある。

○育児支援（女性休養）室（病院内に 2 部屋）：附属病院の常勤教職員、非常勤教職員、届出研究医（大学院生のみ）

病院の女性教職員、届出診療医（大学院生のみ）が、体調がすぐれない等の理由での一時的休養・搾乳・授乳の目的で利用可。H25. 4 現在、24 名の利用登録があり、その内、医師は 13 名。

○ベビーシッター費用補助制度：常勤教職員、非常勤教職員（社会保険加入者のみ）

保育園等ではカバー出来ない時間帯の保育等に関して、ベビーシッター業者（指定の割引券取扱事業者から選択）を利用することが出来、非常勤の教職員も利用可。この割引券を使用すると、1 日の利用料金から 1 家庭につき 1,700 円の割引が受けられる。

○介護休業：常勤教職員、非常勤教職員

要介護状態にある対象家族の介護をする教職員は、常勤では総計 6 月の範囲内、非常勤では 93 日までの範囲内で取得可。（要件等は別紙参照）

○病院診療医

育児・介護等のために長時間の勤務が困難な医師の個々の事情に合わせた勤務形態が可能な雇用制度。（最大 1 週当たり 24 時間以内の勤務時間で、1 日の勤務時間は弾力的に設定可能。）H25. 4 現在、31 名（内 2 名は介護のため）。

### 【その他】

○ベネフィットステーション：附属病院の常勤教職員、非常勤教職員

宿泊施設や、各種レジャー施設の割引などと共に、育児（ベビーシッターの優待、育児用品の割引等）、介護（介護サービスの優待、介護用品の割引等）のサービスが利用できる。H24. 4～H25. 3 間の育児関係利用者：606 名。（※従前は育児休業者は利用することができなかつたが、平成 25

年4月から育児休業者も利用できるようになった。)

○研修医室（病院内）

男女共用の研修医室（2部屋）は、診療端末が設置されており各自の調べ物等に利用できるのに対し、女性専用の研修医室（1部屋）は、体調が優れない場合の休憩室として利用可能。

○女性研究者支援相談室（医学部1号館1階）：常勤教職員、非常勤教職員、大学院生

女性のキャリア確立に関する相談、結婚や妊娠、子育てなどのライフイベントと学業や研究との両立に関する相談を主に受付けている。女性研究者本人だけでなく、女性研究者への支援を志す男性研究者や指導教員、家族の方も利用可。メールでの相談も受け付けており、忙しい医師でも利用できる。

【参考となるホームページ】

○東京大学大学院医学系研究科・医学部男女共同参画委員会

<http://sankaku.umin.jp/>

医学系研究科・医学部男女共同参画委員会のホームページ。医学系研究科・医学部長や委員長のメッセージ、2009年の女性研究者・医師対象のアンケート実施、女性休養室の開設、医学系キャリア支援のための交流会の開催をはじめとする委員会の活動内容の報告、仕事と育児や介護の両立のための情報などを掲載している。女性休養室（医学部1号館、3号館、5号館）の利用登録申請、保育園入園希望リアルタイム実態調査への参加も、本ホームページ経由で随時受付中。

○Resting Rooms for Women (Building No. 1, No. 3, and No. 5 of the Faculty of Medicine)

<http://sankaku.umin.jp/e/index.html>

女性休養室（医学部1号館、3号館、5号館）のホームページの英語版。H25.3に公開。本ホームページ経由で、英語での利用登録申請が可能。

○東京大学医学部附属病院 両立支援のひろば（附属病院内の端末からのみアクセス可能）

<http://www.cc.h.u-tokyo.ac.jp/mulins/somu/jinjisoumu/mulinssonota/ryoritsusien/index.html>

東京大学医学部附属病院で働く教職員の皆さんとの仕事と育児や介護の両立を応援するため、子どもが生まれる前や生れた後に利用できる様々な情報の提供、育児や介護に関連する諸制度及び利用者の声を紹介するホームページ。

○東京大学男女共同参画室

<http://kyodo-sankaku.u-tokyo.ac.jp/>

東京大学男女共同参画室のホームページ。様々な制度の紹介や、イベントの告知、インタビュー記事などが掲載されている。

○厚生労働省（両立支援のひろば）

<http://www.ryouritsu.jp/>

厚生労働省のホームページ。

○東京女子医科大学女性医師再教育センター（E ラーニング）

<http://www.twmu.ac.jp/CECWD/e-learning/index.html>

東京女子医科大学女性医師再教育センターのホームページ。外部の人でも無料で利用することができ、多くの講座がある。

(別紙)

<育児休業の要件>

- ・常勤の場合：満3歳に達する日までの子と同居し養育する教職員で、育児休業の終了後も引き続き勤務する意思のあること
- ・非常勤の場合：次の①～④全てに該当する者。
  - ①満1歳に達する日までの子と同居し、養育する者
  - ②育児休業終了後、引き続き勤務する意思がある者
  - ③大学法人に引き続き雇用された期間が1年以上である者
  - ④育児休業にかかる子が満1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（ただし、当該子の満1歳に達する日から1年を経過する日までの間に、その契約の期間が満了し、かつ、当該契約の更新がないことが明らかである者を除く。）

<介護休業の要件>

- ・常勤の場合：負傷、傷病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態にある家族を介護する教職員
- ・非常勤の場合：次の①～③全てに該当する者。
  - ①大学法人に引き続き雇用された期間が1年以上である者
  - ②介護休業を必要とする予定の連続する期間の初日から起算して93日を経過する日を超えて引き続き雇用されることが見こまれる者。ただし、当該経過する日から1年を経過するまでの間に、その契約の期間が満了し、かつ、当該契約の更新がないことが明らかである者を除く。
  - ③負傷、傷病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態にある家族を介護する教職員

※ 上記の家族とは・配偶者・父母・子・配偶者の父母・介護休業の申出にかかる教職員と同居し、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫・上記以外で東京大学医学部附属病院（もしくは、東京大学大学院医学系研究科）が認めた者

（以上、医学部附属病院総務課人事総務担当が作成した原案に  
医学部総務係と実行委員会が一部加筆、修正、確認を行い、最終版とした。）